# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

## この書面をよくお読みください。

〇当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

# 手数料など諸費用について

・当社では、有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

金銭又は有価証券若しくは証書の預託を受ける業務(金融商品取引法第2条第8項16号)、並びに口座管理機関として社債等の振替を行う業務(金融商品取引法第2条第8項17号)を行っております。

#### この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約の通知があった場合
- ➤ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

## 当社の概要

商 号 等 大万証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号

本 店 所 在 地 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦三丁目 11番 31号 錦1. Gビル

加 入 協 会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 1 億円

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 昭和23年4月

連絡先 お客様相談窓口「052-222-8690」または、お取引のある支店にご連絡ください。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目11番31号 錦1. Gビル

電話番号:052-222-8690

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・ 迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定 紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を 利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

## ○ □座開設時及び□座の維持にかかる費用

口座管理料、口座維持費等の名目で手数料等は頂いておりません。

## ○ □座開設後にかかる費用

## 1. 当社へご入金の際に係る振込み手数料

当社では、お客様の口座への銀行振り込みによる、ご入金につきましては、振込人負担とさせていただいております。

銀行振込でご入金の場合には、振込手数料をご負担ください。

#### 2. 名義書換料

証券等の名義書換を行う場合に必要な手数料です。

券面10枚まで550円(税込み)10枚を越える部分1枚増えるごとに55円(税込み)

電子化されている証券等につきましては、名義書換料は発生いたしません。

#### 3. 振替手数料

お客様が他の証券会社に口座をお持ちの場合、その証券会社に証券等の振替手続きを行うための手数料です。

1銘柄につき 2,200円(税込み)

お客様がご指定いただいた振替先口座番号等が一致していない場合は、お振替をすることができません。

電子化されていない証券等は、お振替することが出来ません。

銘柄により、お振替することができないものがあります。

決算日直近等の理由により、お客様の希望日にお振替することができないことがあります。

## 4. 併合手数料

当社にお預けしてあります単元未満株と名義書換代理人(信託銀行)にお預けしてあります単元未満株とを合算して、単元株とするために必要な手数料です。

1銘柄につき 550円(税込み)

電子化されている証券等につきましては、併合手数料は発生いたしません。

## 5. 買取請求取次料

単元未満株券等をお預りのお客様が、発行会社に対して買取請求依頼をして換金する時に必要な手数料です。

1銘柄につき 1,100円(税込み)

発行会社の都合により、買増請求が出来ない場合があります。

銘柄によって、買増請求が出来ない銘柄があります。

時期により、買増請求が出来ない場合があります。

お客様が指定いたしました銀行口座に直接買取代金が入金されます。

## 6. 壳渡請求取次料

単元未満株券等をお預りのお客様が、発行会社に対して売渡請求依頼をして単元株数にする時に必要な手数料です。

1銘柄につき 1,650円(税込み)

発行会社の都合により、受渡請求が出来ない場合があります。

銘柄によって、受渡請求が出来ない銘柄があります。

時期により、受渡請求が出来ない場合があります。

# 7. 証券引換請求手数料

証券等が古い証券等であるため、流通(売却)が不可能である状態のものを、新しい証券等に交換し、流通(売却)可能なものにするための手数料です。

1銘柄につき 550円(税込み)

電子化されている証券等につきましては、引換請求手数料は発生いたしません。

# 8. 配当金振込口座登録・変更手数料

証券等の配当金を「個別銘柄指定方式」(銘柄ごとに証券等の配当の振込先を指定する方式)で登録する時、及び「個別銘柄指定方式」の振込先の変更をする時に必要な手数料です。

1 銘柄につき 550円(税込み)

なお、その他の方法で、証券等の配当金を受領する場合には、手数料は頂きません。

## 9. 個人情報の開示請求手数料

個人情報保護法に基き、お客様から当社が保有している保有個人データについて、開示を求めるときに必要な手数料です。

1 通につき 1,100円(税込み)

1 O. 株式数比例配分方式が選択できないお客様の登録済み加入者情報を株式会社証券保管振替機構に対して開示請求を行なう時に必要な手数料です。

1名につき 1,650円(税込み)

#### 11. 書面交付請求申出書の取次手数料

発行会社(株主名簿管理人)に対して、お客様に代わり株主総会資料の書面交付請求を行なう時に必要な手数料です。

1銘柄1請求につき 550円(税込み)

※本紙に記載している手数料は、10%の消費税率で計算した数値を記載しています。 消費税等の税率が変更になった場合は、新税率で読み替えてください。